

日本における福祉用具貸与制の現状と課題

立命館大学大学院 先端総合学術研究科・日本学術振興会 特別研究員 李 旭

韓国では、福祉用具の効率的な使用と財政の節減のため、2010年6月から一部の品目が「購入・貸与」から「貸与」とする制度に変わった。本報告では、多様なニーズ、資源の節減、保険財政の減少などの理由から貸与制度を活性化させた日本での、福祉用具をめぐる現状と課題を紹介する。

給付の方法

* 介護保険制度では施設サービスと在宅サービスを支援し、要支援者は在宅サービスのみ、要介護者は在宅と施設サービスが提供される。
在宅サービスは訪問サービス、デイケア、福祉用具および住宅改修
-訪問サービスではホームヘルプサービス、訪問看護、リハビリ訪問サービス
* 訪問入浴サービス以外に医師、栄養士などの指導管理も含める
介護保険における日本の福祉用具サービスの提供は、**貸与制を原則**として、貸与方式と購入方式を支援

貸与種目

* 貸与種目は特殊寝台(付属品)、歩行器など10個の種目、購入種目は入浴・排泄用具などの5個の種目で福祉用具の購入費を年/10万円限度で支援
* 住宅改修費の支給
-住宅改修の種類は手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替えなどがある。

福祉用具貸与

・特殊寝台(付属品)
・車いす(付属品)
・床ずれ防止用具
・移動用リフト
・歩行補助つえ
・認知症老人徘徊感知機器
・体位変換器
・スロープ
・歩行器
・手すり

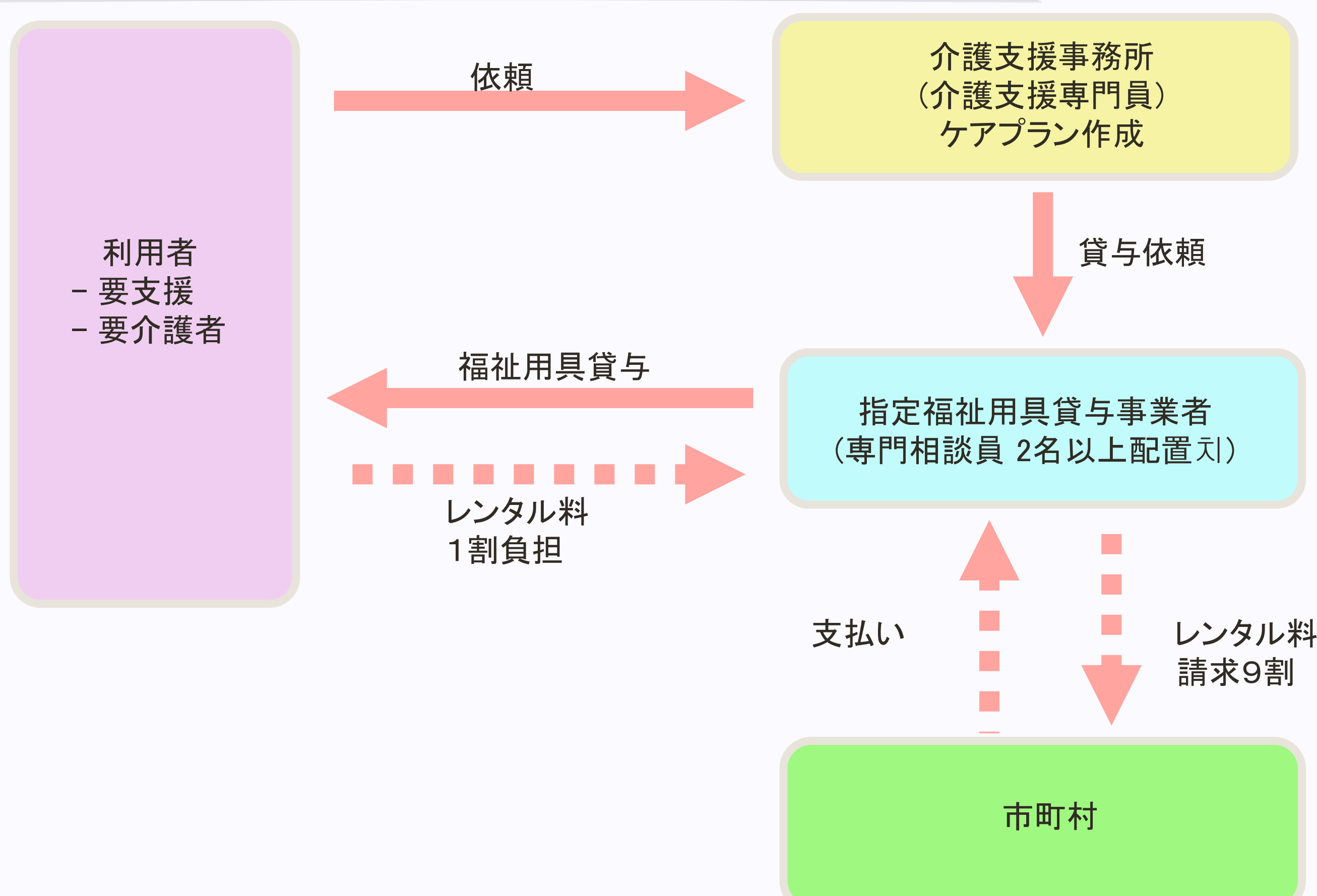
福祉用具購入

・腰かけ便座
・特殊尿器
・入浴補助用具
・簡易浴槽
・移動用リフトのつり具

支給限度額と給付基準

★**年限度額**
支給額は要支援・要介護に関わらず支給限度基準額(同一年度で10万円まで)の9割を上限、住宅改修は1回について20万円が限度
★**給付基準**
-2006年4月介護保険改正で福祉用具レンタルサービスを見直し、要支援1、要支援2、要介護1を対象に特殊寝台(付属品)、車いす(付属品)、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト、認知症老人徘徊感知機器などの用具は給付対象から除外
-要介護者に対する介護サービスと要支援者に対する予防サービスは原則9割を介護保険から給付し、利用者は1割負担

介護保険における福祉用具の貸与の流れ



日本の福祉用具の産業現況

日本 JASPA(日本福祉用具・生活支援用具協会)は、福祉用具産業の市場規模調査結果を毎年発表する。そこでは介護保険施行の前後に市場の規模が1995年から増加し、2004年を起点にその規模が縮小していることが示されている。
-介護保険市場が産業を成長させた側面もあるが、過度なレンタル市場によって産業が拡大されなかった。しかし、レンタル市場は急速に拡大され日本の福祉用具産業の8割は流通業者が主導する。
-2006年から給付対象の縮小によって、産業も縮小される現状が現れ、過剰在庫により、いくつかの大企業が破産、もしくはリストラを敢行した。
-少ない予算で多くの製品を流通させるレンタル制度によって、大企業が主導する流通業は発達し、製造業は衰退する状況が生じる。日本の大企業は韓国市場への参入を持続的に展開している。
日本では2007年から施行している消費生活用製品安全法等の法令に基づき、2008年度に福祉用具の品質と安全を保障する「新JIS」に対応し、それが福祉用具産業の発展に寄与した。
-消費生活用製品安全法では、消費生活用製品を生産する製造業者は事故が発生すると必ず経済産業省に報告し、ホームページに情報公開することが義務づけられている。
-使用者は安全性などの理由から、新JISマークの製品を選択する。ベッド製造業者は新規規格に対応することで、不況を切り抜けようとする。

貸与制度の主な論点

- ★**福祉用具レンタルサービスにおける質の向上**
 - 福祉用具レンタルサービスの標準サービスの設定
 - サービス提供におけるケアマネジャーとの役割分担および具体的な業務の調整
 - 福祉用具専門相談員の資質向上の目標設定およびケアマネジャーとの連携強化
- ★**福祉用具レンタルサービスの効率性**
 - 給付の効率性を向上させるための、利用者の状態変化による用具の変更体制、安全性確保のためのメンテナンスおよび衛生面の評価方法の確立。
 - 配送・回収・消毒などの費用、モニタリング
- ★**福祉用具レンタルサービスの価格**
 - サービス内容の差異を利用者が容易に評価できる価格とサービス 価格を提示
- ★**福祉用具レンタルサービスと他の介護サービスとの連携**
 - 利用者の環境を総合的に判断し、福祉用具の効果に留意しつつ他のサービスとの連携を通じた介護サービス提供のバランスが必要

貸与制度の今後の課題

- ★**福祉用具レンタルサービスの位置付けと専門相談員の役割**
 - ケアマネジメントでの福祉用具貸与サービスの位置付け設定
 - 福祉用具レンタルサービス提供に際する福祉用具の導入過程、および要求事項、利用計画、モニタリング、利用に際する教育、継続利用の判断などの検討
 - 介護支援専門員と福祉用具専門相談員との継続的な協力と支援方法の模索
- ★**福祉用具レンタルサービスの内容、水準および費用把握**
 - サービス実態調査に基づく各項目に対するサービス水準評価
 - 介護保険制度のサービス標準化
- ★**福祉用具レンタルサービスの価格**
 - サービス内容の評価と福祉用具に対する情報を反映する価格情報の提供
- ★**福祉用具レンタルサービスの利用効果の検証**
 - 福祉用具に対する利用効果ツール開発
 - 福祉用具レンタルサービスの使用効果を検証し、情報を提供する方策
- ★**福祉用具の安定的利用を保障**
 - 現在流通している製品の利用者に対する安全性の確保

【参考文献】

JASPA, 福祉用具産業市場規模の調査報告書(各年度) 厚生労働省ホームページ「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/09/s0903-3.html> (20141002 アクセス)
朝倉健太郎2014「福祉用具で介護が変わる」アグネ承風社 韓国保健産業振興院2010「老人長期療養保険 在宅給付 福祉用具 貸与 活性化方策」
厚生労働省ホームページ「福祉用具」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/yogu/> (20141004 アクセス)